

一般社団法人 日本感染管理ネットワーク法人会員入会及び退会規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第6条に基づき、当法人の法人会員における入会及び退会に必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 当法人の目的に賛同し事業を援助する法人会員として入会しようとする団体は、本法人ホームページ (<http://www.asas.or.jp/icnj/>) 事務局へメールで申し込み、後日事務局から送る入会申込書へ必要事項を記載し提出する。

2 前項の入会申し込みを理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 後日、事務局より郵送される所定の振込用紙にて当該年度の会費を納入し、その確認後翌日より入会日とする。

4 当法人へ入会した法人会員のみ当法人（支部含む）が開催する研修会などに参加することができ、日本感染管理ネットワークが主催または共催する場合は、入会手続きを終えた法人会員のみとする。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 法人会員は、当法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、速やかに事務局へ申し出なければならない。

3 入会申込書に記載した情報は、年度更新毎に支部事務局へ情報を公開する。

(年会費)

第4条 年会費の金額及び納期に関する変更は、法人協議会で承認を経て、定款第8条により理事会の議を経て定める。

2 年会費1口50000円、1口以上とし、口数に応じて特典を別紙へ定める。

(広告)

第5条 全会員へ配送する会誌の広告は所定の振込用紙にて期日までに入金すること。

2 当法人ホームページを通し広く会員へ情報を提供するために、リンクは無料とする。

3 セミナーの案内などホームページへ掲載する場合は無料とし、会員一斉配信メールを利用する場合は、実費とする。

4 展示の有無および費用については、理事会で決定する。

(共催)

第6条 法人会員は日本感染管理ネットワークと定款第5条に定める事業を共催することが

できる。

- 2 共催については理事会の決議を経て決定し、共催事項に別途定める。
- 3 事業内容に応じて理事会より会議、委員会の出席を求められれば出席し意見を述べることができる。

(退会事由及び手続)

第7条 理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第10条、第11条の定めにより会員の資格を喪失した場合は退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の年会費は返還しない。

(法人協議会)

第8条 定款第4条の目的を達成するため、法人協議会規定に基づき、年に1回法人協議会を開催し、法人会員は出席し意見を述べるができる。

第9条 この規定の改訂は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規定は、平成23年7月30日から施行する。
- 2 この規定は、平成29年3月4日から施行する。

別紙

2017年3月4日

一般社団法人日本感染管理ネットワーク（ICNJ）法人会員特典

全ての法人会員の特典

- ・ 日本感染管理ネットワークが主催、共催の学会、教育セミナー、支部が主催または共催する研修会を一般会員と同額の参加費で受講することができます。
- ・ 学会や地方会において、展示を出すことができます。(有料)
- ・ 学会や地方会において、共催要綱に基づき共催セミナーを企画することができます。
- ・ 法人会員が主催または共催する案内を無料で、ICNJ のホームページへアップし、会員へ情報を提供することができます、理事会の承認を得られれば会員へ個別に一斉配信メールで送ることができます。(有料)
- ・ 全ての法人会員は、ICNJ のホームページと無料でリンクすることができます。
- ・ 全会員へ配布する「会誌」広告を有料で載せることができます。(大きさ制限有り)
- ・ 法人会員が主催する研修会などに、当法人が規定に基づき共催、協賛、後援を受けることができます。(理事会での承認が必要)
- ・ 法人協議会へ出席し、意見を述べる事ができます。

プレミアムメンバー

★年会費を3口以上納めかつ当法人への貢献・実績が理事会で認められた法人会員

- ・ ICNJ のホームページへ無料でバナーをはることができます。
- ・ 会員への一斉配信メールサービスを年に3回まで無料で使用できます。
- ・ 当法人が主催する学術集会などにおいて出展場所の優遇措置があります。
- ・ 全会員へ配布する「会誌」に広告を無料で1ページ載せることができます。

皆さまのご入会をお待ちしております。